

三宅町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第3項の規定により執行した事務監査について、
同法同条第14項の規定により三宅町各所管部局等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年 3月28日

三宅町代表監査委員 堀内 庄左エ門

三宅町監査委員 久保 憲史

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
<p>みやけイノベーション推進部 政策推進課</p>	<p>令和6年 12月19日</p>	<p>●交流まちづくりセンター 運営費</p> <p>・[適正な文書管理] 補助金実績報告や委託契約に係る決裁書類について、施行印や決裁者の印が押印されていないものがあった。適正な事務処理を行うよう、文書管理の徹底を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">注意事項</p> <p>・[預金通帳の管理] 交流まちづくりセンターM i i M o 運営委員会の預金通帳について、支出した書類が確認できなかった。また、取り扱いは複数人により行っていることから、執行指示や取り扱いを明確にするような仕組みづくりを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">注意事項</p>	<p>・[適正な文書管理] 課員各員が文書管理規則等に則り、不備なく事務処理を行うよう、必要な指導等を通じて適正な文書管理に努める。</p> <p>・[預金通帳の管理] 今後、明確な会計処理の仕組みづくりに努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
みやけイノベーション推進部 政策推進課	令和6年 12月19日	<p>●共通事項</p> <p>・[現金収入の電子化] 前回の指摘により施設利用料の現金収入はシステム導入されていた。 他の所管課においても、可能な限り手書きによるものではなく、電子化を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">意見事項</p> <p>・[会計規則に規程する職員の定義] 会計規則において、出納員は課長、分任出納員は係長及びその他の職員となっている。所管課においては、会計年度任用職員が公金の取り扱いを行っているところもあることから、その他の職員の規定を明確にすること。</p> <p style="text-align: right;">意見事項</p>	<p>・[現金収入の電子化] 施設の利用料等を現金にて取り扱う施設では、領収書や出納簿等を手書きで作成することで生じる計算誤り等のリスクを最小限に抑えるため、最終的には、電子化、システム化することを検討しながら、現時点では、各所管ごとに表計算ソフト等を活用し、正確な事務処理を行う。</p> <p>・[会計規則に規程する職員の定義] 意見を受け、実態に即した形で三宅町会計規則の改正を行う。</p>